

# 旭川市公民館生涯学習活動団体登録要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、旭川市における生涯学習を推進するため、生涯学習活動団体の登録について必要な事項を定めることを目的とする。

## (登録基準)

第2条 本市の生涯学習活動団体として登録できる団体（以下「該当団体」という。）は、生涯学習活動を行うことを主たる目的とし、継続的かつ計画的に活動を行い、その学習成果の発揮が期待できるもので、次の各号に定める要件を備えているものとする。

(1) 団体の組織及び運営が次のとおりであること。

ア 会員が自主的かつ主体的に運営しており、原則として会員の入退会を妨げないものであること。

イ 会員は原則として市内在住・在勤・在学者であること。

ウ 会員及び日常の活動人員が5名以上であること。ただし、使用を希望する公民館の室面積が200㎡以上である場合は、いずれも10名以上であること。

エ 組織体制（代表者・会則・活動計画・会員名簿）が整備されていること。

オ 団体独自の予算があり、かつ経理を行っていること。

(2) 次に掲げる事項に該当しない団体であること。

ア 営利を目的とした事業又はそれに類した行為を行う団体

イ 特定の政党の利害に関する政治活動を行う団体

ウ 特定の宗教を支持し、又は教派もしくは教団を支援する宗教活動を行う団体

エ 企業、学校等に属するクラブ活動の団体

オ 名称に特定の流派を冠した団体

## (生涯学習活動の範囲)

第3条 前条に規定する生涯学習活動は、概ね次に掲げる活動をいう。

(1) 社会課題や地域課題等に関する学習活動

(2) 家庭教育や子育て支援に関する活動

(3) 文化・芸術に関する活動

(4) 体育・レクリエーションに関する活動

(5) ボランティアに関する活動

(6) その他旭川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認めた学習活動

## (登録申請)

第4条 該当団体は、旭川市公民館生涯学習活動団体登録申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて、指定する期間（以下「指定期間」という。）に教育委員会に対し申請するものとする。ただし、教育委員会が必要と認めたときは、指定期間以外に申請することができるものとする。

(1) 会則

(2) 会員名簿

## (公民館施設使用及び調整等)

第5条 前条の申請において、複数の該当団体で公民館施設（神楽公民館木楽輪施設を除く。以下本要綱の「公民館施設」について同じ）使用の希望が重複した場合には、教育委員会とそれらの該当団体によって、同一時間区分内で時間を区切って使用することを含め協議し、公民館施設の公平な使用を図るものとする。

2 前項の協議によっても公民館施設使用の調整ができない場合には、抽選によるものとする。

## (登録期間)

第6条 教育委員会は、第4条の申請に対し、審査の上、登録を行うものとする。ただし、登録期間は直近の4月1日（指定期間以外の申請にかかる登録にあつては、別に定める日）から翌年3月31日までとする。

(登録証の交付)

第7条 教育委員会は、登録を決定したときは、該当団体に対し旭川市公民館生涯学習活動団体登録証(第2号様式)を交付する。(以下、当該登録証が交付された団体を「登録団体」という。)

(登録の効果)

第8条 教育委員会は、登録団体に対し、旭川市公民館条例施行規則第5条の2に基づき施設使用料等を減額し、また公民館施設使用の優先的な申請受付を行うことにより活動を支援する。

2 前項の支援は、第6条の登録期間における登録団体の公民館施設使用に対して適用されるものとする。

(登録団体の活動)

第9条 登録団体の活動は、会員による相互学習を基本とし、講師を配置する場合にも、団体の運営全般は会員が担うものとする。

2 登録団体の活動は、独自の予算を持ち自主的に運営するものとする。ただし、会費及び講師謝礼金は、できるだけ低額であるよう心がけるものとする。

3 登録団体の公民館施設使用については、当該使用に係る公民館使用申請書等の提出に基づく承認により確定するものとする。ただし、承認に当たっては公共的な目的による公民館施設使用等との調整を行うことがある。

(届け出等)

第10条 登録団体は、登録事項に変更が生じた場合は旭川市公民館生涯学習活動団体登録事項変更届(第3号様式)により、また、登録団体を解散した場合は旭川市公民館生涯学習活動団体解散届(第4号様式)により教育委員会に届け出なければならない。

(登録の取り消し等)

第11条 教育委員会は、登録団体の活動が第2条に規定する要件を備えていないと認められるとき、又は登録団体としてふさわしくない行為をしたと認められるときは、登録を取り消すことができる。

2 教育委員会は、必要があると認めたときは、登録団体の活動について事情を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(情報の公開等)

第12条 教育委員会は、本市の生涯学習活動を推進するため、登録団体の次の各号に掲げる事項を公開するものとする。

- (1) 団体の名称
- (2) 活動内容
- (3) 連絡先

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、平成18年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年12月28日から施行し、平成20年度の生涯学習活動団体の登録から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行し、平成24年度の生涯学習活動団体の登録から適用する。